

さいたま市消防局からのお知らせです 少量危険物の貯蔵や取扱いには届出が必要です

少量危険物とは？

「指定数量」の5分の1以上指定数量未満の危険物です。

※ 「少量危険物」を貯蔵、取り扱う施設は、さいたま市火災予防条例の規定により届出（個人の住居は2分の1以上）が必要となります。

また、危険物の貯蔵、取扱い方法及び構造等の基準が定められています。

指定数量とは？

「指定数量」は、ガソリン、灯油など各物品の危険性に応じて定められています。
主な危険物は下表のとおりです。

※ 危険性の高いものほど指定数量の値は、小さく設定されています。

この他にもさまざまな危険物が存在しますので、身の回りに危険物がないかご確認ください。

「主な第4類危険物の指定数量」

品名	指定数量(L)	届出が必要な数量(L)	危険物の物品の例
特殊引火物	50	10	ジエチルエーテル、二硫化炭素
第1石油類	非水溶性液体	200	ガソリン
	水溶性液体	400	アセトン
アルコール類	400	80	メチルアルコール、エチルアルコール
第2石油類	非水溶性液体	1,000	灯油、軽油
	水溶性液体	2,000	酢酸、アクリル酸
第3石油類	非水溶性液体	2,000	重油
	水溶性液体	4,000	エチレングリコール、グリセリン
第4石油類	6,000	1,200	ギヤー油、エンジンオイル
動植物油類	10,000	2,000	ごま油、大豆油、オリーブオイル

※ 指定数量以上の危険物の貯蔵及び取扱いは、消防法の規定により市長の許可が必要となります。ご相談は、さいたま市消防局査察指導課危険物係までお願いします。

（電話 048-833-7543 / FAX 048-833-7529）

危険物はこのような場所でも扱われています。
届出が必要な量ではないかご確認ください！

[事例]

- 草刈り機の燃料として、ガソリンを倉庫に保管している。
- 暖房用の燃料（灯油）を容器に入れて、室内で保管している。
- 自動車整備工場の倉庫で、エンジンオイルを保管している。
- 塗料を、屋外に一斗缶で保管している。
- 消毒用アルコールを室内で保管している。



危険物の指定数量の倍数の計算

※ 次の計算により倍数の値が、「指定数量」の5分の1以上(0.2倍以上)指定数量未満(1.0未満)の場合、少量危険物に該当します。

① 貯蔵、取り扱う危険物の種類が1つの場合

計算式)	例) ガソリン80Lを貯蔵する場合
$\frac{\text{危険物の量}}{\text{指定数量}} = \text{倍数}$	$\frac{80}{200} = 0.4\text{倍}$
	指定数量の倍数が0.2倍以上のため 少量危険物に該当します。

② 貯蔵、取り扱う危険物の種類が2つ以上の場合

※ それぞれの危険物の指定数量の倍数を求めて合算します。

計算式)	例) ガソリン20L、灯油200L、 軽油300Lを貯蔵する場合
$\frac{\text{危険物の量}}{\text{指定数量}} + \frac{\text{危険物の量}}{\text{指定数量}} = \text{倍数}$	$\frac{20}{200} + \frac{200}{1,000} + \frac{300}{1,000} = 0.6\text{倍}$
	指定数量の倍数が0.2倍以上のため 少量危険物に該当します。

届出窓口

- 危険物を貯蔵、取り扱っている場所の行政区を管轄する消防署の管理指導課となります。
- 電子申請の利用が可能となります。

届出様式

- さいたま市ホームページからダウンロードができます。
- さいたま市内にある消防署の管理指導課にて入手できます。

